

保国発1026第1号  
平成21年10月26日

都道府県民生主管部（局）  
　国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

### 特定疾患治療研究事業等の対象療養に係る高額療養費の事務の取扱いについて

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の取扱いについては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成21年4月30日付け保発第0430003号）、「特定疾患治療研究事業等の対象療養に係る所得に応じた自己負担限度額の設定に係る実施機関との情報提供について」（平成21年4月10日付け国民健康保険課事務連絡）等により行われているところであるが、その具体的な事務の取扱いについては下記のとおりとする。

なお、第二に規定する所得区分に変更があった場合の取扱いについては、本日以後に実施機関（特定疾患治療研究事業においては都道府県、小児慢性特定疾患治療研究事業においては都道府県、政令指定都市又は中核市。）へ連絡を行う場合に適用するものとし、既に連絡済みの者について、改めてこの通知の取扱いによる連絡を行うことを要しない。

貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮を願いたい。

#### 記

#### 第一 保険者の認定

##### 1. 認定を受けようとする者からの申出

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次のアからウまでの事項を、実施機関（特定疾患治療研究事業においては都道府県、小児慢性特定疾患治療研究事業においては都道府県、政令指定都市又は中核市。以下同じ。）を経由して、保険者に申し出ることとされている（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第7項、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の12の2第1項）。

- ア 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日
- イ 認定を受けようとする被保険者が受けるべき特定疾患給付の名称
- ウ 被保険者証の記号番号

## 2 実施機関から保険者への連絡について

1 の申出を経由する実施機関は、別添様式①（国民健康保険組合にあっては、別添様式②）による連絡票Aを原則として紙媒体で作成（ただし、保険者認定区分欄については空欄とする。）し、別添様式③の送付状及び返送先を記入した返信用封筒を添付して、保険者に送付することとされている。なお、国民健康保険組合への連絡においては、現役並み所得者に該当しない者については、被保険者の（非）課税証明書等の写しが添付されることとされている（規則第27条の12の2第2項）。

一部負担金の割合が「3割」と記載された高齢受給者証（被保険者証に「3割」と記載されている場合を含む。）、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を実施機関に提示した者については、実施機関は、連絡票Aとは別に連絡票B（様式は連絡票Aと共通）を作成し、連絡することとされている。この場合には、実施機関において確認した所得区分の記号（※）が連絡票Bの保険者認定区分欄に記載されるとともに、確認に使用した高齢受給者証等の写しが添付される。

### （※）所得区分の記号

（70歳未満）上位所得者：「A」、一般：「B」、低所得：「C」

（70歳以上）現役並み所得者：「IV」、一般：「III」、低所得Ⅱ：「II」、低所得Ⅰ：「I」

なお、連絡の件数が多い場合等については、連絡票の媒体や送付方法について、実施機関と適宜調整すること。

## 3 保険者による連絡票等の受付

保険者が実施機関から連絡票の送付を受けたときは、連絡票Aの保険者認定区分欄に、受付時点で適用されている所得区分の記号を記入すること。また、同票に記載されている者が既に資格喪失している場合や、該当者が存在しない場合には、保険者認定区分欄に朱書きで「該当者なし」と記入すること。

また、連絡票Bについては、実施機関が記入した所得区分の記号を確認し、修正が必要な場合は、実施機関で記載した所得区分の記号を二重線で抹消し、保険者において所得区分の記号を朱書きすること。また、同票に記載されている者が既に資格喪失している場合や、該当者が存在しない場合には、実施機関で記載した所得区分を二重線で抹消し、朱書きで「該当者なし」と記入すること。

## 4 保険者による認定及び認定対象者への通知について

1 から3までにより保険者が認定を行ったときは、保険者は世帯主又は組合員に対し、実施機関を経由して、認定した被保険者（以下「認定対象者」という。）が該当する所得区分を通知することとされている（規則第27条の12の2第3項）。

当該通知は、保険者が、認定対象者の該当する所得区分を連絡票A、Bに記入又は確

認した上で実施機関に返送し、返送を受けた実施機関が保険者名及び所得区分の記載された受給者証等（特定疾患治療研究事業においては特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患治療研究事業においては小児慢性特定疾患医療受診券。以下同じ。）を認定対象者に交付することにより行われる。

保険者は、3による連絡票A、Bの記入又は確認が終了した後、これらの写しを作成し、原本は別添様式④の回答状を添付した上で、実施機関から送付された返信用封筒を使用して返送する。なお、実施機関との間で返送方法について別途調整の上、変更しても差し支えない。

連絡票A、B及び返信用封筒には、共通の連絡票整理番号が付されているので、これを確認することにより、送付先の誤り等がないよう留意すること。また、連絡票整理番号は連絡元の実施機関の担当者への連絡が必要な場合にも活用すること。

実施機関への返送は、可能な限り迅速に行うものとし、保険者が連絡票等を受け付けてから2週間以内に返送できない場合には、返送先となる実施機関の担当者へその旨及び返送見込み時期について連絡すること。

## 第二 所得区分の変更があった場合の取扱いについて

### 1. 所得区分の変更があった場合

保険者は、認定対象者について、実施機関に返送した連絡票に記載されている所得区分に変更が生じた場合は、速やかに別添様式⑥の所得区分変更連絡票を作成し、別添様式⑥の送付状を添付して、変更が生じた認定対象者に係る実施機関に送付すること（規則第27条の12の2第6項）。なお、所得区分変更連絡票には、所得区分変更が生じる月を記載することとなるが、当該月に合わせて、実施機関において受給者証等を更新又は訂正することとされている。

所得区分変更連絡票の媒体及び送付方法については、原則として紙媒体を想定しているが、実施機関と別途調整の上、変更しても差し支えない。

### 2. 70歳未満の認定対象者が70歳に到達する場合の取扱いについて

保険者は、70歳未満の認定対象者が70歳に到達する場合については、当該認定対象者の70歳到達月（70歳の誕生日が属する月。月の初日が誕生日の場合は、その前月。）の10日までに、70歳到達後において該当することとなる所得区分を、当該認定対象者に係る実施機関へ連絡すること。当該連絡は、1と同様に所得区分変更連絡票を送付することにより行うこと。なお、同票において連絡する所得区分は、実施機関への連絡時において保険者が保有する情報により判定するものとすることとし、実施機関への連絡後に当該所得区分に変更が生じた場合においては、1の方法により所得区分の変更の連絡を行うこと。

なお、連絡を受けた実施機関においては、連絡を受けた月の月末までに、認定対象者に交付されている特定疾患医療受給者証を更新又は訂正することとされている。

【別添様式①】

保國村町市

(車格等級整理記號)

特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業 対象者連絡票(A・B)

名機施闡

名著保險

## 所得区分の照会・連絡票の作成について(市町村国保)

### ※ 注意事項(都道府県ほか実施機関向け)

- ・連絡票の作成送付については、実施機関単位で行うこと。
- ・帳票名の事業名については、該当する方を残し、該当しない方は抹消すること。
- ・同一保険者間で複数の保険者番号がある場合、番号別にこの票をまとめる。その場合、保険者名欄は「〇〇市(××区)」のように記載すること。
- ・保険者が発行する書類(限度額適用認定証、高齢受給者証など)の提示があつた者については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。保険者が発行する書類の提示があつた者に係る連絡票は「連絡票B」と、それ以外の者に係る連絡票は「連絡票A」とし、帳票名の後の括弧書きに該当する方のアルファベットを記載すること。
- 例)特定疾患治療研究事業の実施機関が連絡票Aを作成する場合の帳票名 : 特定疾患治療研究事業対象者連絡票(A)
- ・連絡票の右肩には連絡票の種別(A又はB)ごとに全體の枚数中の何枚目かを記入すること。
- ・連絡票整理記号は次のとおりとし、連絡票A・Bともに同一の記号を記載すること。  
発送日(西暦・4桁+月・2桁+日・2桁)一法別番号(51又は52)-都道府県名  
例)平成21年4月1日に東京都が特定疾患治療研究事業に係る連絡を行なう場合:20090401-51-東京都
- ・添付書類がある場合は、通常の順序に従い綴り、書類の右上に通番を記入すること。また、同一人に係る添付書類が複数ある場合は左上ホチキス止めにすること。
- ・連絡票Bを作成する場合は、当該連絡票の保険者認定区分欄にその区分に応じ、以下の記号を記入し、保険者が発行する書類(限度額適用認定証、高齢受給者証など)の写しを添付すること。  
(70歳未満) (70歳以上)  
上位所得者:「A」 現役並み所得者:「IV」  
一般 :「B」 一般 :「III」  
低所得 :「C」 低所得Ⅱ :「II」  
低所得Ⅰ :「I」

- ・保険者への連絡票の送付に際しては、返信先を記入した返信用封筒を同封すること。
- ・送付状や返信用封筒には連絡票整理記号を記入すること。

### ※ 注意事項(保険者向け)

- ・実施機関から照会又は連絡を受けた者が被保険者の中に存在しない場合には、保険者認定区分欄に「該当者なし」と朱書きすること。
- ・保険者認定区分については、それぞれの所得区分に応じ、以下の記号を記載すること。  
(70歳未満)  
上位所得者:「A」 現役並み所得者:「IV」  
一般 :「B」 一般 :「III」  
低所得 :「C」 低所得Ⅱ :「II」  
低所得Ⅰ :「I」

【別添様式②】

【国保組合】

連絡票整理記号)

特定疾患治療研究事業・小兒慢性特定疾患治療研究事業 対象者連絡票(A・B)

名機施闢

名著保險

## 所得区分の照会・連絡票の作成について(国保組合)

### ※ 注意事項(都道府県ほか実施機関向け)

- ・連絡票の作成送付については、実施機関単位で行うこと。
- ・帳票名の事業名については、該当する方を残し、該当しない方は抹消すること。
- ・保険者が発行する書類(限度額適用認定証、高齢受給者証など)の提示があつた者については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。保険者が発行する書類の提示があつた者に係る連絡票は「連絡票A」とし、帳票名の後の括弧書きに該当する方のアルファベットを記載すること。
- ・例)特定疾患治療研究事業の実施機関が連絡票Aを作成する場合の帳票名：特定疾患治療研究事業対象者連絡票(A)
- ・連絡票の右肩には連絡票の種別(A又はB)ごとに全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
- ・連絡整理記号は次のとおりとし、連絡票A・Bとともに同一の記号を記載すること。  
発送日(西暦・4桁十月・2桁)一法別番号(51又は52)一部道府県名  
例)平成21年4月1日に東京都が特定疾患治療研究事業に係る照会・連絡を行う場合:20090401-51-東京都
- ・非課税証明書等の添付書類がある場合は、通番の順序に従い振り、書類の右上に通番を記入すること。また、同一人に係る添付書類が複数ある場合は左上にチキス止めにすること。
- ・連絡票Bを作成する場合は連絡票の保険者認定区分欄にその区分に応じ、以下の記号を記入し、保険者が発行する書類(限度額適用認定証、高齢受給者証など)の写しを添付すること。  
(70歳未満)  
上位所得者:「A」  
一般 :「B」  
低所得 :「C」  
(70歳以上)  
現役並み所得者:「IV」  
一般 :「III」  
低所得 II :「II」  
低所得 I :「I」

- ・特定疾患医療の受給申請直前の8月以降に高額療養費の申請があることについて都道府県が把握できる者については、照会票の高額療養費申請月欄に、当該高額療養費の申請を行った月を「平成〇〇年〇月」と記入すること。
- ・保険者への連絡票の送付に際しては、返信先を記入した返信用封筒を同封すること。
- ・送付状や返信用封筒には連絡票整理記号を記入すること。

### ※ 注意事項(国保組合向け)

- ・実施機関から照会又は連絡を受けた者が被保険者の中に存在しない場合には、保険者認定区分欄に「該当者なし」と朱書きすること。
- ・保険者認定区分については、それぞれの所得区分に応じ、以下の記号を記載すること。  
(70歳未満)  
上位所得者:「A」  
一般 :「B」  
低所得 :「C」  
(70歳以上)  
現役並み所得者:「IV」  
一般 :「III」  
低所得 II :「II」  
低所得 I :「I」

【別添様式③】

連絡票整理記号(\_\_\_\_\_)

平成 年 月 日

(保険者名) 御中

(実施機関名)

特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る連絡票の送付について

別紙のとおり、特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者について連絡いたします。

(連絡票A)

連絡票枚数 \_\_\_\_\_ 枚

対象者数 \_\_\_\_\_ 人

(連絡票B)

連絡票枚数 \_\_\_\_\_ 枚

対象者数 \_\_\_\_\_ 人

連絡先

住 所

電話番号

(FAX)

担当者名

【別添様式④】

平成 年 月 日

(実施機関名) 御中

(保険者名)

特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る連絡票の返送について

平成 年 月 日付けで送付された連絡票(連絡票整理記号\_\_\_\_\_)  
につき、別紙のとおり返送いたします。

連絡先  
住 所  
電話番号  
(FAX)

担当者名

【別添様式⑤】

【市町村国保・国保組合共通】

(变更連絡票整理記号)

特定疾患治療研究事業・小児慢性特定疾患治療研究事業 対象者所得区分変更連絡票

名機施闡

保険者名

## 連絡票の作成について

### ※ 注意事項

- ・帳票名の事業名については、該当する方を残し、該当しない方は抹消すること。
- ・所得区分変更連絡票の右肩には、全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
- ・変更連絡票整理記号は次のとおりとすること。  
発送日(西暦・4桁+月・2桁+日・2桁)一法別番号(51又は52)ー保険者番号
- ・同一保険者間で複数の保険者番号がある場合、番号別にこの票をまとめること。その場合、保険者名欄は「〇〇市(××区)」のように記載すること。
- ・所得区分については、該当する区分に応じ、以下の記号を記入すること。  
(70歳未満)  
(70歳以上)  

上位所得者	:「A」	現役並み所得者	:「IV」
一般	:「B」	一般	:「III」
低所得	:「C」	低所得 II	:「II」
		低所得 I	:「I」
- ・変更の理由が70歳到達の場合は、備考欄に「70歳到達」と記載すること。また、その場合の変更後の所得区分該当月については、70歳に到達する月(70歳の誕生日の属する月)の初日が誕生日の旨について(その前月)の翌月とすること。
- ・送付状にも変更連絡票整理記号を記入すること。

【別添様式⑥】

変更連絡票整理記号( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

(実施機関名) 御中

(保険者名)

特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る所得区分変更連絡票の送付について

別紙のとおり、特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る所得区分の変更について連絡いたします。

所得区分変更連絡票枚数 \_\_\_\_\_ 枚

対象者数 \_\_\_\_\_ 人

連絡先

住 所

電話番号

(FAX)

担当者名